

3. リーディングプロジェクト

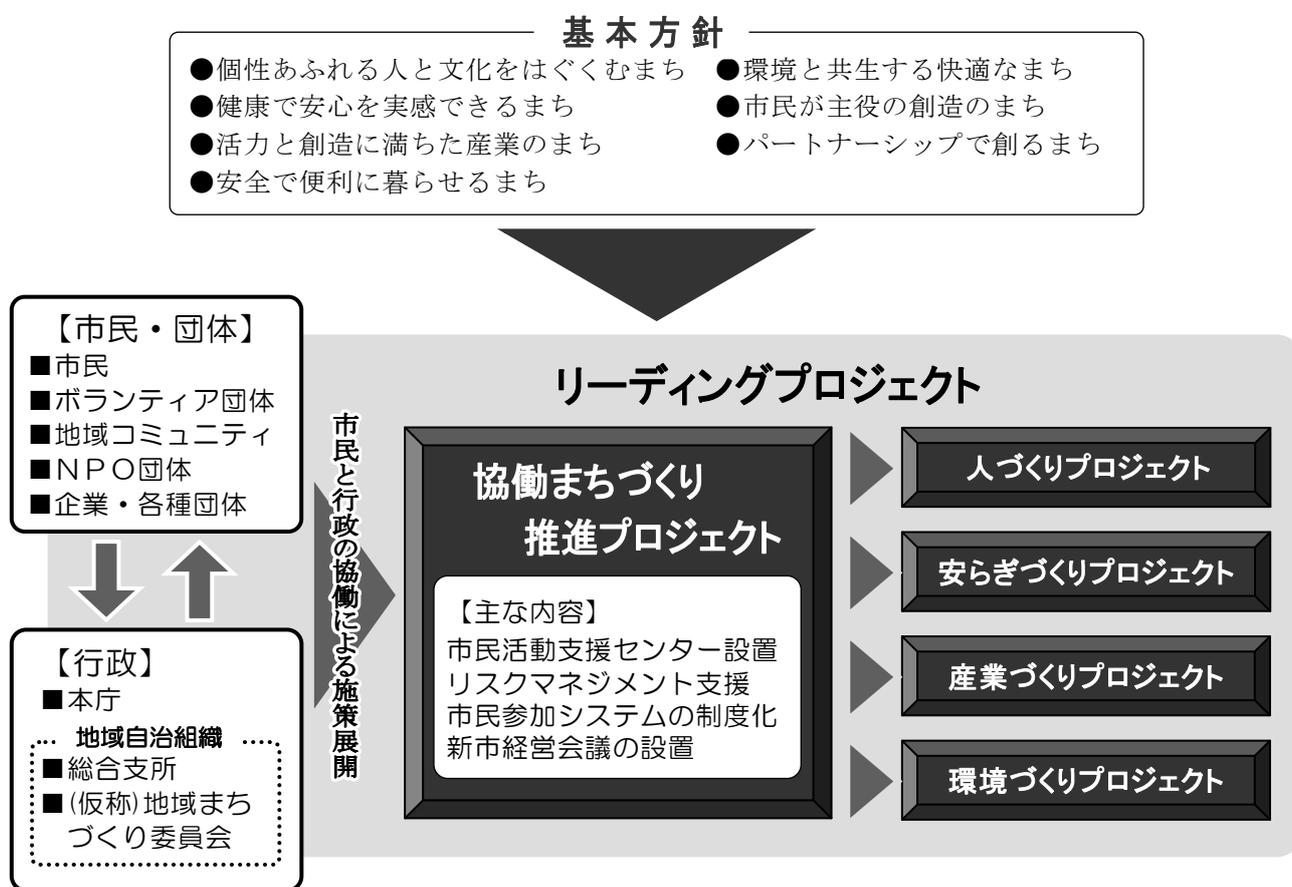
(1) プロジェクトの位置付け

新市の目指す将来像を実現するため、7つの基本方針を柱として事業を進めることとしていますが、合併への懸念に対する対応や、合併効果を先導するために取り組む必要のある施策群をリーディングプロジェクトとして定め、積極的に推進します。

(2) 施策全体の基本フレーム

新市においては、あらゆる分野で市民と行政の協働が不可欠となるため、協働を推進する施策群『協働まちづくり推進プロジェクト』を中心として、それぞれのリーディングプロジェクトに取り組みます。

《施策全体の基本フレーム》



行政の担う役割

【本 庁】

- 新市全体にかかる政策の企画立案
- 新市の一体的な行政運営推進に向けた対応
- (仮称)地域づくり基金を活用した旧石巻市域の地域振興に関する業務等

【総 合 支 所】

- 通常の市民サービス業務(窓口、生涯学習など)
- 地域振興に関する業務
- 地域固有の伝統や文化に関する業務
- その他、総合支所で行うことが効果的な業務

【(仮称)地域まちづくり委員会】

- (総合支所に設置)
- 地域にかかる各種計画の策定や変更の協議
 - 地域のまちづくり施策にかかる提案及び検討
 - (仮称)地域づくり基金を活用したまちづくりの推進等

(3) 協働まちづくり推進プロジェクト

【現状と課題】

市民のまちづくりへの参加を図り、協働のまちづくりを進めるためには、取り組まなければならない地域の課題を共有し、課題解決に向けて、市民と行政が相互に連携しながら、ともに担い手となって、地域の潜在力を十分に発揮できるシステムを構築しなければなりません。

また、地域自治のあり方として、これまで培ってきた地域の伝統や文化を尊重し、市民に身近な行政事務に、市民の意向が反映できるシステムを構築することも課題となっています。

【プロジェクトのねらい】

積極的な情報提供によって市民の参画意識の高揚を図り、協働のまちづくりの基本となる市民活動（市民活動団体）への市民参加を促進するとともに、活動拠点の整備や活動支援体制を強化することで、市民と行政の協働によるまちづくりを展開します。

【プロジェクトの概要】

『市民活動支援センター』を核として、積極的な市民活動を推進するため、行政情報の共有と、市民活動の拠点となる施設整備や公共施設の活用を進めるとともに、学習機会の充実や人材の育成を推進します。

また、市民活動から、市民と行政のパートナーシップ確立へと繋げるため、まちづくりへの市民参加を制度化するとともに、市民の意向を行政へ反映させる手法の確立や、協働の機会を充実します。

【プロジェクトの内容】

施策のテーマ	施策の概要
◆市民活動支援の拠点設置と市民活動の基盤整備	<ul style="list-style-type: none"> 支援拠点となる市民活動支援センターの設置 地域集会施設など、活動拠点となる施設整備の推進 指定管理者制度による公共施設の有効活用
◆市民活動に対する支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> 相談機能とリスクマネジメント支援の充実 講習会などによる市民活動人材の育成 萌芽的な団体の育成と新たな団体の組織化推進
◆市民と行政の情報共有化と市民活動情報の発信	<ul style="list-style-type: none"> 行政情報の積極的な公開 広報紙やホームページを活用した情報の提供 活動情報の発信による市民の理解と団体間の交流を推進
◆協働まちづくりの確立を目指したシステムの構築	<ul style="list-style-type: none"> 市民参加システムの制度化 新市経営会議設置による行政運営への市民意向の反映 ワークショップ等の活用による参加手法の確立

さらに、活発な市民活動、協働機会の充実から、次に掲げる4つのリーディングプロジェクトについても、関係機関と連携しながら総合的に推進します。

(4) 人づくりプロジェクト

【プロジェクトのねらい】

人づくりは、産業の振興、環境、福祉をはじめ、新市のまちづくりのさまざまな分野に関連する重要なテーマです。地域が一体となって、未来を担う個性あふれるたくましい子どもたちを育てるとともに、市民主体の学習機能の強化や市民同士の交流機会の拡大をとおして新市のまちづくりを担う元気な人づくりを推進します。

【プロジェクトの内容】

施策のテーマ	施策の概要
◆地域全体で子どもたちを育てる環境の構築	<ul style="list-style-type: none"> ・体験学習や民間講師による学習など、地域の教育力を活用した学習の推進 ・地域、家庭、学校の連携システムの構築
◆市民の自主的・主体的な学習活動の展開	<ul style="list-style-type: none"> ・新市の地域資源を活用した特色ある学習の充実 ・生涯学習（市民活動支援）支援センターの設置 ・総合型地域スポーツクラブの設立推進
◆市民相互の交流機会の拡大	<ul style="list-style-type: none"> ・食などの地域資源やスポーツ、体験観光などの交流イベント（祭典）を、6年に1度、旧市町の持ち回りで開催

(5) 安らぎづくりプロジェクト

【プロジェクトのねらい】

市民一人ひとりが生涯を通じ、健康で互いに助け合い、安心して暮らすことができる社会の構築には、保健・医療体制、社会保障制度の充実はもとより、市民主体の健康づくりや地域福祉の推進が不可欠であるため、地域福祉を支える人づくりと、地域において市民が互いに支えあうシステムづくりや、主体的活動を推進します。

【プロジェクトの内容】

施策のテーマ	施策の概要
◆地域全体での身近な健康づくりの支援	<ul style="list-style-type: none"> ・地域における健康づくり活動の支援強化
◆地域福祉の担い手づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・地域福祉ボランティアへの活動支援と担い手の育成 ・地域における福祉ニーズと供給を結び付ける仕組みづくり
◆高齢者の自立支援と生きがい創出の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者と子どもの交流など高齢者参画システムの構築 ・地域特性を活かした共食や外出支援など、福祉サービスメニューの開発と実践
◆地域一体となった子育て支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・子育て支援センター、放課後児童クラブの拡充 ・保育ニーズにあった保育メニューの開発 ・母親クラブや育児ボランティア活動の支援

(6) 産業づくりプロジェクト

【プロジェクトのねらい】

合併によって拡大する1市6町の産業をはじめ、多様な地域の資源を協調させることによってできる力や特色を最大限に活かした『協調優位』を発揮する地域産業の振興と、行政・産業・市民の協働による新たな雇用機会の創出を展開します。

【プロジェクトの内容】

施策のテーマ	施策の概要
◆地域の協調優位と競争優位による成長産業の誘致	<ul style="list-style-type: none"> 行政、産業、市民の協働による環境資源分析と、それらを活かした成長産業の誘致促進
◆既存産業と地域資源の相互連携の推進	<ul style="list-style-type: none"> 石巻トゥモロービジネスタウン機能を核とした人材育成や研究開発 産業や地域資源の連携推進（産業創造研究、新観光産業づくり支援強化） 安全な食糧生産いしのみきの推進（環境保全型農業の推進から環境保全、資源循環、地域ブランドの創出）
◆地域資源の見直しと活用から生み出す起業の促進	<ul style="list-style-type: none"> コミュニティビジネス支援体制と機能の創出 高齢者雇用の創出と、女性、若者の起業立ち上げ支援の強化 地産地消の仕組みづくりからのビジネス育成

(7) 環境づくりプロジェクト

【プロジェクトのねらい】

地域における安全で快適な生活環境と、豊かな自然環境を守るには、地域におけるさまざまな市民活動が不可欠であり、町内会などの地域コミュニティ活動や交流機会、学習機会の充実によって、市民の連帯意識、相互扶助意識の高揚を図り、安全で快適な生活環境づくりを推進します。

【プロジェクトの内容】

施策のテーマ	施策の概要
◆地域安全対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> 防犯意識の高揚と地域における防犯活動の推進 災害に備えた自主防災組織の育成と活動への支援
◆市民参加型環境まちづくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> アドプト制度の導入により環境美化や環境保全活動への市民（地域）参加を推進 地域で活動する環境ボランティアへの活動支援
◆交流や体験を通じた自然環境の保護と保全	<ul style="list-style-type: none"> 里山体験などの地域間交流や体験学習を通じた環境保護意識の普及と、体験植林などによる森林育成の推進 地域環境普及リーダーの育成
◆市民が担い手の循環型社会づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> リサイクルプラザの開設 産業のグリーン化や緑の消費者運動等の取り組み推進 生ごみ堆肥化と地産地消の推進

第6章. 県事業の推進

1. 宮城県の役割

(1) 宮城の将来ビジョン

宮城県は、時代潮流に的確に対応し、持続可能な地域社会を形成していくために、中長期的な県政運営の基本的な指針として『宮城の将来ビジョン』を策定しました。

「富県共創！活力とやすらぎの邦づくり」を県政運営の理念とし、その実現に向けて次の3つを政策推進の基本方針に掲げ、経済基盤を築きながら福祉や教育、環境、社会資本整備などの具体的な施策を展開しています。

- 1 富県宮城の実現～県内総生産額 10 兆円への挑戦～
- 2 安心と活力に満ちた地域社会づくり
- 3 人と自然が調和した美しい安全な県土づくり

また、本地域の特性や産業経済の現状等を踏まえながら、県政運営の理念の実現を目指し、重点的に取り組む施策の方向性について宮城県東部地方振興事務所がまとめた『石巻地方振興指針』等に基づき、各般にわたる支援策を講じています。

(2) 支援の方向性

宮城県では、地方行政の中心的な担い手となる市町村が自らの責任と判断によるまちづくりを一層進めていくことを支援するため、『地方主権型社会に向けた市町村支援プラン』（以下「支援プラン」という。）を策定し、市町村との新たなパートナーシップの構築を目指しており、都道府県の本来の機能である広域的な課題に対応する役割（広域的機能）と合わせ、助言や支援を側面的に行う役割（支援調整機能）の充実・強化を図り、規模や性質から本来市町村が行うべき事務を担ってきた役割（補完的機能）については、市町村の規模や専門性等を踏まえ対応しています。

新市は、宮城県が目指す「富県共創！活力とやすらぎの邦づくり」実現に向けた施策に対し、積極的な協力を行うとともに、施策展開の基本方向に沿って宮城県が事業主体となるさまざまな分野の事業に関しても、支援プランを踏まえながら、互いの連携を強化し、その促進を図ります。

経済情勢も厳しい中、新市が目指す将来像の実現には、国県の合併市町村に対する各種支援措置が不可欠であり、宮城県の果たす役割は、今後もさらに重要性を増すものと考えられます。

2. 新市における主な宮城県事業

①道路・交通体系の整備

合併による地域間の連携強化や交流を促進するため、必要となる県道の整備など関連事業を推進するとともに、**市町村が運行する広域バス路線**を支援します。

【主な事業】

事業区分	事業概要
交通安全施設整備事業	国道自歩道整備、路肩改良 ・国道398号（門脇、大室（平成19年度完了）） ・石巻鮎川線（十八成浜（平成22年度完了）、給分浜） ・石巻鹿島台大衡線（蛇田（平成16年度完了）） ・女川牡鹿線（鮫浦（平成16年度完了））
災害防除事業	落石崩壊対策等 ・石巻鮎川線（月浦） ・女川牡鹿線（寄磯浜（平成16年度完了））
道路建設事業	バイパス、現道拡幅等 ・国道398号（新上沼（平成21年度完了）、水浜（平成18年度完了）、橋浦（平成22年度完了）） ・石巻鮎川線（祝田（平成23年度完了）、風越） ・石巻河北線（南境（平成21年度完了）） ・河北桃生線（寺崎～檜崎（平成22年度完了）、岩崎（平成16年度完了）） ・北上津山線（橋浦、女川（平成23年度完了）） ・石巻港インター線（明神（平成19年度完了）） ・稲井沢田線（沢田） ・釜谷大須雄勝線（名振～大須、立浜（平成25年度完了））
離島航路バリアフリー対策事業	高速カーフェリー建造補助（平成21年度終了）
広域バス運行維持対策費補助事業	市町村が運行する広域的路線の運行補助

②産業の振興と人材育成

農業や水産業など、第1次産業を振興するための基盤整備を行うとともに、地域産業を担う人材の育成を促進します。

【主な事業】

事業区分	事業概要
経営体育成基盤整備事業	区画整理（青木川、真野大谷地、三輪田、河南2期（平成19年度完了）、河南3期（平成21年度完了）、桃生町6期（平成18年度完了）、桃生町8期（平成19年度完了）、大川、大瓜東部（平成20年度完了）、北上、蛇沼向、北赤井（平成21年度完了）、飯野川、鹿又、広淵沼、上福田、二俣南）
ため池等整備事業	ため池等整備（高木（平成20年度完了）、真野2期（平成18年度完了））
かんがい排水事業	かんがい排水整備（皿貝川沿岸（平成20年度完了））
森林基幹道整備事業	林道開設（女川京ヶ森線（平成22年度完了））
漁港整備事業	漁港・海岸環境の整備（石巻、福貴浦、渡波、狐崎）
県立高等技術専門校再編整備事業	地域産業を担う人材の育成と、職業能力開発体制の確立を目的とした県立高等技術専門校の設置
小規模事業経営支援事業	商工会の広域連携、または合併に要する経費の補助

③生活環境の整備

市民の命と財産を守るため、消防防災施設等の整備を支援するとともに、急傾斜地の崩壊対策など、災害に強いまちづくりを推進します。

また、快適な生活環境づくりと、自然環境の保全を目指し、公共下水道や農業集落排水施設の整備を推進します。

【主な事業】

事業区分	事業概要
消防防災施設等整備事業	消防防災施設・設備の整備に対する補助
治山事業	山地に起因する災害予防と復旧を図るとともに、健全な森林整備の推進
地すべり防止事業	地すべりによる被害の軽減・防止施設の整備
急傾斜地崩壊対策事業	急傾斜地法面工事 (前浜、井内、清水、山下町、山根、大吉野)
河川事業	河川改修(皿貝川、真野川、金沢川、富士川、大土川 (平成18年度完了))
流域下水道事業	下水道整備(北上川下流流域、北上川下流東部流域)
農業集落排水事業	農業集落におけるし尿、生活雑排水等の処理施設整備(倉埵(平成21年度完了)、中道(平成19年度完了)、釜谷)

④行財政運営の支援

新市における効率の高い行財政運営を目指し、行政サービスの強化にあたる専門的職員の派遣や、行財政全般にわたる政策調整を行うとともに、新市建設に必要な特別な財政需要に支援を行います。

【主な事業】

事業区分	事業概要
人的支援	行政サービスの強化にあたり、専門的職員が不足する場合、要望に応じて一定期間、県職員を派遣(平成22年度終了)
	住民税等自主財源確保特別対策 (共同滞納整理の充実強化、経験豊富な県税OB等の推薦)
みやぎ新しいまち・未来づくり交付金による支援	旧市町村間の格差是正に要する経費や、電算システムの変更に要する経費に交付(平成22年度終了)
市町村振興資金貸付事業	合併等による公共施設整備事業への貸付金による財政支援
国民健康保険広域化等支援事業	合併による保険者間の保険税平準化に必要な資金の無利子貸付(平成22年度終了)

第7章. 公共的施設の総合整備

1. 公共的施設の総合整備方針

公共的施設の総合整備及び適正配置については、市民生活に急激な変化を及ぼさないように配慮することを基本とし、次の各項目により整備を推進します。

- ①市民生活との関わりが深い施設については、市民生活への影響や地域特性、地域間の均衡にも配慮した整備を推進します。
- ②新たな公共的施設の整備にあたっては、財政事情を考慮しながら、事業の効果や必要性を十分検討するとともに、既存施設の有効活用や相互利用を勘案しながら、効率的な整備を推進します。
- ③総合支所機能を有する旧役場庁舎については、市民サービスの低下を招かないよう、必要な機能の配置を進めます。

2. 既存施設の有効活用と効率化

既存施設については、**統廃合や複合化することにより施設を有効活用し、不要となった施設や老朽化により有効活用することのできない施設については、除却することにより施設管理の効率化を図り**、次の各項目により、一層の効率化を推進します。

- ①福祉や医療など、機能の異なる施設を複合することで利便性の向上を図れる施設については、同一場所への複合化を進め、施設機能の強化と、一体的なサービスの提供を推進します。
- ②市民活動や地域におけるコミュニティ活動の場になり得る施設については、公の施設に係る指定管理者制度の活用や、学校などの施設開放を進め、市民が主体的に活動できる体制整備を推進します。
- ③新市において多目的な施設が複数存在することとなる場合、利用の種類ごとに施設の目的を特化することで効果的な運営が可能な施設については、地域性に留意しながら施設の特化を進め、より効果的な利活用を推進します。
- ④施設の管理・運営については民間委託や民営化を推進するとともに、利用率の低い施設については、市民主体のワークショップなどをおして、新たな利活用を検討し、一層の効率化を推進します。
- ⑤合併により、公共施設の相互利用や広域的な利用など、利用の選択が広がることによって利便性も高まることから、各施設利用のための情報を入手しやすくするとともに、予約や許可などの簡素化やワンストップサービスなど、施設が利用しやすい体制づくりを推進します。

第8章 財政計画

1. 財政計画の基本的な考え方

新市において財政運営の指針となる財政計画は、平成16年度の新市まちづくり計画策定時には、平成17年度から平成27年度までの11年間について、原則として1市6町の平成15年度決算見込額を基準に、過去の実績や経済情勢、人口の推移などを勘案しながら、現行の制度が今後も継続されるという前提のもと、各項目別に普通会計ベースで策定しました。

平成27年度改定においては、平成28年度から平成37年度までの数値は、始めの3か年度は財政収支見通しと整合させ、続く7か年度は、現行の制度が今後も継続されることを前提に、人口の推移などを勘案し策定しています。

なお、現行の震災復興期間は平成32年度で終了し、平成33年度以降は通常ベースに戻るものとして策定しています。

したがって、本計画を指針としながらも、社会経済情勢の変化や地方財政にかかる制度の変更も予想されることから、歳入・歳出それぞれ、さらに検討を加え、単年度ごとに堅実な財政運営を基調とした予算編成を行い、対応することが必要となります。

なお、今回の財政計画を策定するにあたり、平成17年度から平成27年度までの計画額については、決算額に置換えず従前計画額をそのまま計上しています。また、平成28年度から平成37年までの計画額については、原則、平成27年度予算を基準として推計し計上したものです。

(1) 歳入

① 地方税

平成27年度予算額を基準に、策定時点における各種制度の改正（法人市民税率や軽自動車税の改正など）、法人税の実効税率の引下げなどを反映させるとともに、人口推移などの個別要因を加味して算出しています。

② 地方譲与税及び各種交付金等

利子割交付金、地方消費税交付金などについては、平成27年度予算に概算要求基準伸び率を加味し、計画期間を同額で推移するものとして算出しています。

なお、自動車取得税交付金については、平成29年4月の消費税及び地方消費税の引上げ時に廃止されるものとして算出しています。

③ 地方交付税

普通交付税については、地方財政対策を踏まえ、平成27年度の交付額を基準値として、普通交付税の算定の特例（合併算定替）により算定しています。

なお、平成27年度の国勢調査に伴う人口減少見込を反映しているほか、平成28年度から始まる合併算定替の段階的縮減、平成26年度から加算された「市町村の姿の変化に対応した交付税算定」についても見込んでいます。また、基準財政収

入額については市税の見込額を、基準財政需要額については、今後発行を見込んでいる合併特例債や過疎対策事業債などの公債費算入についても見込んでいます。

特別交付税については、平成26年度の交付額を基準値として、平成28年度の概算要求額を基に算出し、以降同額を見込んでいます。

④分担金及び負担金

分担金及び負担金については、特別な個別要因を除き、平成27年度予算額を基準値として、過去の伸び率の平均値により算出しています。

⑤使用料及び手数料

使用料及び手数料については、特別な個別要因を除き、平成27年度予算額を基準値として、過去の伸び率の平均値により算出しています。

なお、復興公営住宅の建設に伴う住宅使用料についても見込んでいます。

⑥国・県支出金

国庫支出金及び県支出金については、平成27年度予算を基準とし、特別な個別要因を除き、東日本大震災復興交付金や普通建設事業費に連動した補助金等を見込むとともに、過去の伸び率の平均値により算出しています。

⑦財産収入

財産収入については、特別な個別要因を除き、平成27年度予算を基準値として、計画期間を同額で推移するものとしています。

⑧繰入金

財政調整基金繰入金については、財源調整の必要な年度において適宜繰り入れることとし、歳出と連動する奨学資金などについては歳出と同額を、他の特定目的基金繰入金については、計画期間を同額で推移するものとしています。

なお、基金の残高を超えるものについては、その時点で繰入を終了させています。

⑨諸収入

諸収入については、特別な個別要因を除き、平成27年度予算を基準値として、計画期間を同額で推移するものとしています。

⑩地方債

地方債については、普通建設事業費にかかる借入額を見込んでいます。なお、臨時財政対策債に係る現行制度は継続されるものとし、臨時財政対策債については、地方交付税の減少傾向に連動させて見込んでいます。

(2) 歳 出

①人件費

議員については、原則議員定数（30名）で算出しています。また、三役等特別職の報酬については、市長、副市長2名及び教育長の4名で算出しています。

一般職については、復興事業のピークを迎える平成29年度までは定年退職者の同数を採用するものとし、平成30年度以降は定年退職者の4分の3補充として、段階的に職員数を削減することを前提として算出しています。

②物件費

物件費については、平成27年度予算を基準値として算出しています。なお、震災復興期間後の平成33年度以降については、復旧・復興に係る臨時的経費が減少するほか、行財政改革の一環として行う物件費の抑制も反映させています。

③維持補修費

維持補修費については、特別な個別要因を除き、平成27年度予算額を基準値として、過去の伸び率の平均値により算出しています。

④扶助費

扶助費については、平成27年度予算額を基準値として、平成15年度決算見込額を基準値として、高齢者人口の伸びや過去の伸び率などを加味して算出しています。

⑤補助費等

補助費等については、平成27年度予算額を基準値として、一部事務組合への負担金や企業会計に対する負担・補助金などの要因を加味して算出しています。

⑥公債費

公債費については、平成26年度以前発行分と新規発行分に区分し、平成26年度以前発行分は償還予定額を計上し、新規発行分については、一定の基準により発行するものとして算出しています。

⑦積立金

積立金については、平成27年度予算額を基準値として算出しています。なお、財政調整基金は毎年度決算見込額に伴う決算剰余金分を積み立て、合併特例債による基金の積み立てについては、平成29年度までに毎年度4億円（合計40億円）を積み立てることとしています。

⑧投資及び出資金、貸付金

投資及び出資金、貸付金については、平成27年度予算額を基準値として、病院事業会計に対する出資金などの個別要因を加味して算出しています。

⑨繰出金

繰出金については、平成27年度予算額を基準値として、各特別会計の今後の財政見通しを反映させて算出しています。

⑩普通建設事業費

普通建設事業費については、厳しい財政事情を踏まえて、合併特例債起債可能額の7割を目途に事業費枠を設定しています。